

令和8年度南渡田地区等拠点運営計画に係る評価業務委託（仕様書）

（適用範囲）

- 1 本仕様書は、令和8年度南渡田地区等拠点運営計画に係る評価業務委託に関する内容について適用する。
- 2 本業務の遂行に当たっては、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び本仕様書並びに本市監督員の指示に従って行うものとする。

（対象範囲）

- 3 本業務の対象範囲は、神奈川県川崎市川崎区南渡田町ほかとする。

（目的）

- 4 国では、令和7年度にGX戦略地域制度を創設し、当該地域の選定に向けて取組を進めている。
こうした中、本市では、当該制度を活用した川崎臨海部の活性化や持続的な発展を牽引する拠点形成等の推進を目指し、地権者をはじめとする民間企業（以下「共同申請者」という。）と連携のうえ、GX戦略地域（コンビナート等再生型）に公募申請を行い、有望地域に選定されたところである。
現在、GX戦略地域の選定に係る最終審査に向けて、公募申請した事業計画書の洗練に取り組んでいるところであるが、国の選定要件として、財政負担等も含めた地方自治体のコミットを要することから、事業計画書の妥当性等を踏まえ、本市のコミット、財政負担の範囲について判断していく必要がある。
本業務は、公募申請した事業計画書のうち、土地利用の先鞭として研究開発から試作・量産まで一気通貫のスケールアップ拠点形成を進める南渡田地区を中核とし、共同申請者のノウハウにより策定した官民連携の拠点運営計画案について、市のコミットの内容や範囲等も踏まえ、計画の経済性や蓋然性等を把握、分析するため、委託を行うものである。

（一般事項）

- 5 受託者は、監督員と常に密接な連絡をとり、その指示を受けなければならない。
- 6 受託者は、本業務の実施に際して、技術的責任を有する者及び総括する者を定め、その経歴書を提出しなければならない。
- 7 受託者は、調査等の実施状況について監督員が報告を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 8 受託者は作業の実施に当たり、市から貸与した物品、資料等については、受託者の自己責任の下に管理及び返却を行い、その内容は他に漏らしてはならない。

（実施体制及び作業計画）

- 9 受託者は、作業計画（作業工程表、組織票、作業方法等）を作成し、監督員に提出するものとする。

（秘密の保持）

- 10 受託者は業務上知り得た情報等をいかなる理由があっても発注者の了解なしに第三者に漏らしてはならない。

(業務内容)

11 業務内容は次によるものとする。なお、各業務の実施にあたり、受注者が必要とする拠点整備・運営に関する与条件は発注者が提供する。

(1) 拠点運営計画書案の評価・分析

①評価・分析方法の立案

拠点運営計画書案の評価・分析にあたり、項目や視点等の評価・分析方法に係る計画立案する。

特に、本拠点形成において市が政策的に関与する意義を十分に理解のうえ、適正な役割分担を踏まえた本市負担の範囲となっているか、また、世界に唯一無二の産業拠点にふさわしい拠点機能が実現・維持が可能な計画内容となっているか、総合的なリスク・リターンについて、評価・分析できるよう検討すること。

なお、拠点運営計画書案の評価・分析にあたっては、運営収入や支出項目の算定において、算定の考え方のみならず、どのような根拠・エビデンスを使用しているかを確認し、その妥当性についても評価・分析すること。

②評価・分析及び取りまとめ資料の作成

(1) ①にて立案した手法による評価・分析を行い、その経過を取りまとめた資料を作成するとともに、評価・分析方法の内容とその結果を明瞭かつ簡潔に取りまとめた資料(PowerPoint形式)を別途作成すること。

(2) 個別リスク事項の整理

①本市コミットに関する個別リスク事項の整理

(1) ①②の評価・分析結果を踏まえ、本市コミットが妥当と判断する場合も含めて、拠点運営計画案の個別リスク事項について、その程度も含めて一覧化して整理すること。

また、当該リスクに対する対応策の有無、計画改善に関する助言について検討の上、取りまとめること。

②取りまとめ資料の作成

(2) ①にて整理、検討等を行った内容について、明瞭かつ簡潔に取りまとめた資料(PowerPoint形式)を別途作成すること。

(成果品)

12 受託者は成果品一覧に基づき監督員の指示に従って編集し、提出しなければならない。

13 受託者は成果品の引渡し後であっても、不備等が発見された場合は、監督員の指示により迅速に修正等を行う。なお、これに係る経費は受託者の負担によるものとする。

14 成果品にかかる権利は発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なく他に公表若しくは貸与又は使用してはならない。

〈成果品一覧〉

- ① 報告書(A4版 カラー含む) 1部
- ② 電子媒体(DVD等) 1枚

③ その他収集または作成した資料、データ 一式

※ DVD等には下記ラベルを貼ること。

年度・件名	令和8年度南渡田地区等拠点運営計画に係る評価業務委託
委託機関名	川崎市臨海部国際戦略本部土地利用転換推進部
作業機関名	○ ○ ○ ○ ○

(委託期間)

15 委託期間は、契約締結日から令和8年12月28日までとする。

16 拠点運営計画書案の提供から11(1)②の評価・分析の完了までの期間は1か月程度とする。

(その他)

17 この仕様書に定めがない事項又はこの仕様書に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。